

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会定款の規定に基づき、役員等の報酬について定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事長、業務執行理事、学識経験者の理事及び監事並びに評議員に対して、報酬を支給する。

(支給額)

第3条 日常の業務を行う理事長及び業務執行理事に対し、それぞれ下記の報酬を支給する。

理事長	月 額	17万円
就業自立支援センター業務執行理事	同	6万円
収益事業業務執行理事	同	6万円

2 学識経験者の理事及び監事並びに評議員については、理事会及び評議員会への出席に際し1万円及び源泉徴収税額、監事監査の実施に際し2万円及び源泉徴収税額を支給する。ただし、税理士資格を有する監事に対しては、業界団体の報酬規程を参考に監査実施に際して5万円及び源泉徴収税額を支給する。

(支給日)

第4条 前条第1項の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に指定する口座へ振り込む。

2 前条第2項の報酬は、開催の都度現金で支払うことを原則とする。

(改 正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年6月1日改正

付 則

この規程は、平成15年8月19日改正

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日改正

付 則

この規程は、平成 17 年 8 月 19 日改正

付 則

この規程は、平成 19 年 8 月 19 日改正

付 則

この規程は、平成 23 年 8 月 19 日改正

付 則

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日改正

付 則

この規程は、平成 27 年 8 月 19 日改正

付 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日改正

付 則[平成 30 年 3 月 28 日制定]

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。